

学校マネジメントコース 履修モデル

区分	共通科目	コース必修		コース選択 /重点研究科目・分野	
		【課題研究】	【学校における実習】		
1 セメ	1ターム	教育課程開発の実践と評価 論理的思考教育の開発実践 幼児教育・生徒指導・対人スキル指導の理論と実践（特別支援教育を含む） 学校経営の理論と実践（地域とともにある学校を含む） 現代の教育改革	アクションリサーチ・セミナーⅠ ※テーマ決定	アクションリサーチ 実地研究Ⅰ (教育行政職実務)	教育法規の実務演習 ※通年
	2ターム				教育行政の理論と実践 学校経営戦略と評価 学校の危機管理 ※集中
2 セメ	3ターム		アクションリサーチ・セミナーⅡ ※計画	アクションリサーチ 実地研究Ⅱ (学校管理職実務)	教職員の人材育成 地域教育経営の理論と実践
	4ターム	科学的思考教育の開発実践 授業研究の開発実践（ICTを含む） 現代教師教育の理論と実践			スクール・リーダーシップ 学校経営・行政フィールド調査 ※集中
3 セメ	1ターム		アクションリサーチ・セミナーⅢ ※実践	アクションリサーチ 実地研究Ⅲ (所属校でのRV-PDCAサイクル)	
	2ターム				
4 セメ	3ターム		アクションリサーチ・セミナーⅣ ※総括的な評価・改善	アクションリサーチ 実地研究Ⅳ (所属校でのRV-PDCAサイクル)	
	4ターム				

教育実践開発コース履修モデル 現代的課題への対応力を中心とした履修モデル

区分	共通科目	コース必修		コース選択 /重点研究科目・分野	
		【課題研究】	【学校における実習】		
1 セメ	1ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程開発の実践と評価</li> <li>幼児教育・生徒指導・対人スキル指導の理論と実践（特別支援教育を含む）</li> <li>現代の教育改革</li> </ul>	アクションリサーチ・セミナーⅠ ※テーマ決定	アクションリサーチ 実地研究Ⅰ	
	2ターム				<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援と児童生徒理解</li> <li>学校の危機管理 ※集中</li> </ul>
2 セメ	3ターム		アクションリサーチ・セミナーⅡ ※計画	アクションリサーチ 実地研究Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭・地域と連携した教育プログラムの実践開発</li> <li>学校における教育相談</li> </ul>
	4ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業研究の開発実践(ICTを含む)</li> <li>道徳・人間関係教育領域の開発実践</li> <li>教育相談・カウンセリングの理論と実践</li> </ul>			
3 セメ	1ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級経営の理論と実践</li> <li>学校経営の理論と実践（地域とともにある学校を含む）</li> </ul>	アクションリサーチ・セミナーⅢ ※実践	アクションリサーチ 実地研究Ⅲ	
	2ターム				教育実践研究の技法（校内研修を含む）
4 セメ	3ターム		アクションリサーチ・セミナーⅣ ※総合的な評価・改善	アクションリサーチ 実地研究Ⅳ	異校種連携接続の実践開発
	4ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的思考教育の開発実践</li> <li>現代教師教育の理論と実践</li> </ul>			

教育実践開発コース履修モデル

区分	共通科目	コース必修		コース選択 /重点研究科目・分野	
		【課題研究】	【学校における実習】		
1 セメ	1ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程開発の実践と評価</li> <li>幼児教育・生徒指導・対人スキル指導の理論と実践（特別支援教育を含む）</li> <li>現代の教育改革</li> </ul>	アクションリサーチ・セミナーⅠ ※テーマ決定	アクションリサーチ 実地研究Ⅰ	
	2ターム				<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実践研究の技法（校内研修を含む）</li> <li>授業開発と評価（基礎）</li> </ul>
2 セメ	3ターム		アクションリサーチ・セミナーⅡ ※計画	アクションリサーチ 実地研究Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>異校種連携接続の実践開発</li> <li>授業開発と評価（応用）</li> </ul>
	4ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的思考教育の開発実践</li> <li>授業研究の開発実践（ICTを含む）</li> <li>道徳・人間関係教育領域の開発実践</li> </ul>			
3 セメ	1ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級経営の理論と実践</li> <li>学校経営の理論と実践（地域とともにある学校を含む）</li> </ul>	アクションリサーチ・セミナーⅢ ※実践	アクションリサーチ 実地研究Ⅲ	
	2ターム				授業開発と評価（発展）
4 セメ	3ターム		アクションリサーチ・セミナーⅣ ※総合的な評価・改善	アクションリサーチ 実地研究Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業開発と評価（開発）</li> <li>家庭・地域と連携した教育プログラムの実践開発</li> </ul>
	4ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談・カウンセリングの理論と実践</li> <li>現代教師教育の理論と実践</li> </ul>			

教育実践開発コース 授業実践力の向上を中心とした履修モデル(現職・中学)

区分	共通科目	コース必修		コース選択 /重点研究科目・分野	
		【課題研究】	【学校における実習】		
1 セメ	1ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程開発の実践と評価</li> <li>幼児理解・生徒指導・対人スキル指導の理論と実践 (特別支援教育を含む)</li> <li>学校経営の理論と実践</li> <li>学校経営の理論と実践 (地域とともにある学校を含む)</li> <li>現代の教育改革</li> </ul>	アクションリサーチ・セミナーⅠ ※テーマ決定	アクションリサーチ 実地研究Ⅰ	
	2ターム				<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実践研究の技法 (校内研修を含む)</li> <li>授業開発と評価 (基礎)</li> <li>学校の危機管理 ※集中</li> </ul>
2 セメ	3ターム		アクションリサーチ・セミナーⅡ ※計画	アクションリサーチ 実地研究Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭・地域と連携した教育プログラムの実践開発</li> <li>異校種連携接続の実践開発</li> <li>授業開発と評価 (応用)</li> </ul>
	4ターム	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学的思考教育の開発実践</li> <li>授業研究の開発実践 (ICTを含む)</li> <li>道徳・人間関係教育領域の開発実践</li> <li>教育相談・カウンセリングの理論と実践</li> <li>現代教師教育の理論と実践</li> </ul>			
3 セメ	1ターム		アクションリサーチ・セミナーⅢ ※実践	アクションリサーチ 実地研究Ⅲ (所属校でのRV-PDCAサイクル)	
	2ターム				授業開発と評価 (発展)
4 セメ	3ターム		アクションリサーチ・セミナーⅣ ※総括的な評価・改善	アクションリサーチ 実地研究Ⅳ (所属校でのRV-PDCAサイクル)	授業開発と評価 (開発)
	4ターム				

# 心理学プログラム(学位:修士(心理学))公認心理師・臨床心理士

(養成する人材:心理学の高度専門的職業人,研究者)

【研究テーマ:人間の行動とその心理過程に関する臨床心理学的研究】

	大学院共通科目	研究科共通科目	専攻共通科目	プログラム専門科目			資格取得科目				
				自プログラム	他プログラム	研究指導					
1 年次	前期	1T	データリテラシー	人間社会科学特別講義	人文社会科学のための研究法と倫理	臨床心理学特講I			教育分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	心理実践実習 I 心理実践実習 II 心理実践実習 A 心理実践実習 B
		2T	ダイバーシティの理解	人間社会科学のための科学史		心理的アセスメントに関する理論と実践(臨床心理査定演習 I)	適応行動論(人間総合科学プログラム)		臨床心理基礎実習 I 心理学特講A		
	後期	3T				家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	心理支援に関する理論と実践(臨床心理面接特講 I)		臨床心理査定演習 II	保健医療分野に関する理論と支援の展開	
		4T				臨床心理学特講II 心の健康教育に関する理論と実践			臨床心理基礎実習 II		
2 年次	前期	1T				心理療法特講				福祉分野に関する理論と支援の展開	心理実践実習 III 心理実践実習 V 心理実践実習 C 心理実践実習 D
		2T							心理実践実習 IV(臨床心理実習 I)		
	後期	3T									
		4T					臨床心理面接特講 II			臨床心理実習 II	
				特別研究							
修得単位数	2	4	2	22			26				
				16	2	4	3	15	8		
要修得単位数	2	4	2	22							
				12~	2~	4					

修得単位数合計56単位

教評価第 8 号  
令和元年6月3日

国立大学法人広島大学長  
越智 光夫 殿

一般財団法人教員養成評価機構  
理事長 田村 哲夫



広島大学教職大学院の認証評価実施について

貴大学に設置予定の専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院について、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内  
一般財団法人教員養成評価機構事務局

小勝・谷田部・井村

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

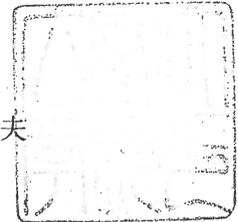
E-mail:hyokajimu@iete.jp



広大総務第19-54号  
令和元年5月29日

一般財団法人  
教員養成評価機構長 殿

国立大学法人広島大学長  
越智光夫



令和6年度に実施する教職大学院認証評価の申請手続きについて（依頼）

本学では、人文社会科学系・学際系分野及び理学・工学系分野の機能強化のために大学院を再編し、令和2年4月に新研究科を設置することを目指し、文部科学省と協議を行っているところですが、文部科学省へ提出する設置計画書（設置の趣旨等を記載した書類）に、今後、認証評価を確実に受けることの証明書の添付を求められています。

つきましては、貴機構が令和6年度に実施する専門職大学院の認証評価を受けたいので、6月12日（水）までに、証明書（実施通知書等）を交付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○概況

(1) 教職大学院を置く研究科・専攻の名称

(仮称) 人間社会科学研究科 教職開発専攻 (教職大学院)

(2) 開設年月日

令和2年4月1日

【本件担当】

国立大学法人広島大学財務・総務室

財務・総務部総務グループ 三上

〒739-8511 東広島市鏡山1-3-2

TEL : 082-424-5770

Mail : soumu@office.hiroshima-u.ac.jp

支学機構評支第16号

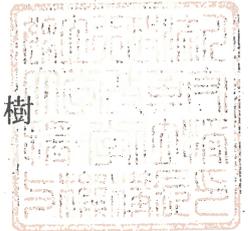
令和元年6月11日

広島大学長

越智光夫 殿

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

福田秀樹



法科大学院認証評価（本評価）の実施について

令和元年5月29日付け文書で依頼のありました標記の件については、貴学  
に設置予定の専門職大学院設置基準第18条に規定される法科大学院に対して、  
貴学からの申請に基づき、学校教育法第109条第3項に規定される認証評価  
を当機構が実施します。

【本件担当】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

評価事業部評価支援課

法科大学院評価係 齊藤

TEL:042-307-1631/ FAX:042-307-1558

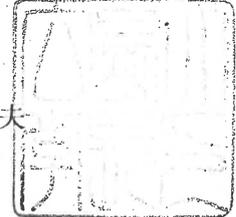
Mail:houka@niad.ac.jp



広大総務第19-53号  
令和元年5月29日

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構長 殿

国立大学法人広島大学長  
越智光夫



令和5年度に実施する法科大学院認証評価の申請手続きについて（依頼）

本学では、人文社会科学系・学際系分野及び理学・工学系分野の機能強化のために大学院を再編し、令和2年4月に新研究科を設置することを目指し、文部科学省と協議を行っているところですが、文部科学省へ提出する設置計画書（設置の趣旨等を記載した書類）に、今後、認証評価を確実に受けることの証明書の添付を求められています。

つきましては、貴機構が令和5年度に実施する専門職大学院の認証評価を受けたいので、6月12日（水）までに、証明書（実施通知書等）を交付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○概況

(1) 法科大学院を置く研究科・専攻の名称

(仮称) 人間社会科学研究科 実務法学専攻 (法科大学院)

(2) 開設年月日

令和2年4月1日

【本件担当】

国立大学法人広島大学財務・総務室

財務・総務部総務グループ 三上

〒739-8511 東広島市鏡山1-3-2

TEL : 082-424-5770

Mail : soumu@office.hiroshima-u.ac.jp

## 広島大学大学院教育学研究科教職開発専攻四者連絡協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広島大学大学院教育学研究科・広島大学教育学部運営内規(平成16年4月1日研究科長決裁)第17条の規定に基づき、広島大学大学院教育学研究科教職開発専攻四者連絡協議会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 広島大学大学院教育学研究科教職開発専攻(以下「教職大学院」という。)に、広島県教育委員会、広島市教育委員会及び東広島市教育委員会(以下「各教育委員会」という。)と連携し、その具体的な連携方法等について審議又は協議するため、広島大学大学院教育学研究科教職開発専攻四者連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (役割)

第3条 協議会は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号。以下「設置基準」という。)第6条の2第1項に規定する教育課程連携協議会の役割を担うものとする。

2 協議会は、各教育委員会と教職大学院との連携による、授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項について審議し、広島大学大学院教育学研究科長(以下「研究科長」という。)に意見を述べるものとする。

### (協議事項)

第4条 協議会は、前条第2項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教職大学院への現職教員の大学院生としての派遣に関する事項
- (2) 教職大学院の实地研究に係る連携協力校に関する事項
- (3) 教職大学院の教育課程の編成(前条第2項に該当するものを除く。)に関する事項
- (4) 教職大学院の専任教員のうち、実務家教員に関する事項
- (5) 教職大学院の自己点検評価(前条第2項に該当するものを除く。)に関する事項
- (6) その他教職大学院の円滑な運営のために必要な事項

2 前項各号に係る協議の結果、広島大学(以下「本学」という。)の諸規則において広島大学大学院教育学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経ることとされている事項については、教授会の承認を得なければならない。

### (構成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員で構成し、第1号から第3号までの委員をそれぞれ1人以上含むものとする。

- (1) 研究科長が指名する教員その他の職員若干人
- (2) 設置基準第6条の2第2項第2号に該当する各教育委員会の教育長が指名する者若干人
- (3) 設置基準第6条の2第2項第3号に該当する各教育委員会の教育長が指名する者若干人
- (4) 研究科長が必要と認める本学の職員以外の者若干人

2 委員の過半数は、本学の教員その他の職員以外の者でなければならない。

### (会議の運営)

第6条 協議会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議長となる。

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員に事故があるときは、当該委員の指名する者を代理出席させることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協力会)

第7条 協議会に、第4条に規定する協議事項について検討を行うため協力会を置く。

- 2 協力会に関し必要な事項は、協議会が定める。

(報告)

第8条 協議会において協議した内容については、必要に応じて各教育委員会の教育長及び研究科長に報告するものとする。

(事務)

第9条 協議会の事務は、教育学研究科支援室において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で決定する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 広島大学教職大学院設置・運営に係る四者連絡協議会設置要綱（平成26年6月25日施行、平成26年4月1日適用）は、この要綱が施行される日にその効力を失う。

## 四者連絡協議会（教育課程連携協議会）構成員名簿

## 広島大学大学院人間社会科学研究所教職開発専攻（教職大学院）

番号	構成員区分	関係する学部等 又は研究科等	氏名	年齢	現所属及び役職名	当該専門職大学等，専門職学科又は専門職大学院の課程に係る職業に関する主な経歴
1	教職員	大学院人間社会科学研究所教職開発専攻	松浦 武人		広島大学学術院（大学院教育学研究科） 教授	
2	教職員	大学院人間社会科学研究所教職開発専攻	宮里 智恵		広島大学学術院（大学院教育学研究科） 教授	
3	教職員	大学院人間社会科学研究所教職開発専攻	佐々木 哲夫		広島大学学術院（大学院教育学研究科） 准教授	
4	教職員	大学院人間社会科学研究所教職開発専攻	西本 正頼		広島大学学術院（大学院教育学研究科） 准教授	
5	教職員	大学院人間社会科学研究所教職開発専攻	吉賀 忠雄		広島大学学術院（大学院教育学研究科） 准教授	
6	教職員	大学院人間社会科学研究所教職開発専攻	亀岡 圭太		広島大学学術院（大学院教育学研究科） 准教授	
7	教職員	大学院人間社会科学研究所教職	横山 謙治		広島大学東広島地区運営支援部 教育学研究科支援室長	

		開発専攻				
8	職業	大学院人間社会 科学研究科教職 開発専攻	生田 徳廉		広島県教育委員会 参与	
9	職業	大学院人間社会 科学研究科教職 開発専攻	山田 哲也		広島県教育委員会 管理部教職員課長	
10	職業	大学院人間社会 科学研究科教職 開発専攻	中谷 智子		広島市教育委員会 学校教育部指導第一課課長	
11	職業	大学院人間社会 科学研究科教職 開発専攻	松浦 泰博		広島市教育委員会 学校教育部指導第二課課長	
12	職業	大学院人間社会 科学研究科教職 開発専攻	小川 寛		東広島市教育委員会 学校教育部指導課長	
13	地域	大学院人間社会 科学研究科教職 開発専攻	河北 光弘		広島県教育委員会 教育部義務教育指導課長	
14	地域	大学院人間社会 科学研究科教職 開発専攻	川口 潤		広島市教育委員会 学校教育部教職員課課長	
15	地域	大学院人間社会 科学研究科教職 開発専攻	池田 隆		東広島市教育委員会 学校教育部次長兼学事課長	

(注)

- 1 一の大学に複数の教育課程連携協議会を設ける場合には、それぞれの教育課程連携協議会ごとに作成すること。
- 2 教育課程連携協議会の構成員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 3 「〇〇専門職大学等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

- 4 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 5 「構成員区分」の欄には、専門職大学設置基準第11条第2項各号、専門職短期大学設置基準第8条第2項各号、大学設置基準第42条の8第2項各号、短期大学設置基準第35条の7第2項各号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項各号に規定する教育課程連携協議会の構成員の区分を記入すること。
- 6 「関係する学部等又は研究科等」の欄は、当該構成員が特定の学部等又は研究科等と連携するものである場合に、当該学部等又は研究科等の名称を記入すること。
- 7 「当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴」の欄は、当該構成員が当該専門職大学等の課程に係る職業における実務の経験を有する場合に記入すること。ただし、専門職大学設置基準第11条第2項第2号及び第4号、専門職短期大学設置基準第8条第2項第2号及び第4号、大学設置基準第42条の8第2項第2号及び第4号、短期大学設置基準第35条の7第2項第2号及び第4号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号に規定する構成員については、必ず記入すること。

教職開発専攻教育課程連携協議会構成員の役割

番号	構成員区分	関係する専攻等	氏名	年齢	現所属及び役職名	当該専門職大学院等の課程に係る職業に関する主な経歴	期待する知見・役割
1	教職員	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	松浦 武人		広島大学大学院（大学院教育学研究科）教授		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
2	教職員	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	宮里 智恵		広島大学大学院（大学院教育学研究科）教授		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
3	教職員	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	佐々木 哲夫		広島大学大学院（大学院教育学研究科）准教授		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
4	教職員	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	西本 正頼		広島大学大学院（大学院教育学研究科）准教授		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
5	教職員	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	吉賀 忠雄		広島大学大学院（大学院教育学研究科）准教授		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
6	教職員	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	亀岡 圭太		広島大学大学院（大学院教育学研究科）准教授		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
7	教職員	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	横山 謙治		広島大学東広島地区運営支援部教育学研究科支援室長		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
8	職業	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	生田 徳康		広島県教育委員会 参与		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
9	職業	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	山田 哲也		広島県教育委員会 管理部教職員課長		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
10	職業	大学院人間社会科学研究科教職開発専攻	中谷 智子		広島市教育委員会 学校教育部指導第一課課長		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授業の実施及び実施状況の評価に係る基本的事項に関する意見
11	職業	大学院人間社会科	松浦 泰博		広島市教育委員会		授業科目の開発及び開設、教育課程の編成、授

		学研究科 教職開発 専攻			学校教育部指 導第二課課長		業の実施及び実施状況 の評価に係る基本的事 項に関する意見
12	職業	大学院人 間社会科 学研究科 教職開発 専攻	小川 寛		東広島市教育 委員会 学校教育部指 導課長		授業科目の開発及び開 設、教育課程の編成、授 業の実施及び実施状況 の評価に係る基本的事 項に関する意見
13	地域	大学院人 間社会科 学研究科 教職開発 専攻	河北 光弘		広島県教育委 員会 教育部義務教 育指導課長		地域の視点からの授業 科目の開発及び開設、教 育課程の編成、授業の実 施及び実施状況の評価 に係る基本的事項に関 する意見
14	地域	大学院人 間社会科 学研究科 教職開発 専攻	川口 潤		広島市教育委 員会 学校教育部教 職員課課長		地域の視点からの授業 科目の開発及び開設、教 育課程の編成、授業の実 施及び実施状況の評価 に係る基本的事項に関 する意見
15	地域	大学院人 間社会科 学研究科 教職開発 専攻	池田 隆		東広島市教育 委員会 学校教育部次 長兼学事課長		地域の視点からの授業 科目の開発及び開設、教 育課程の編成、授業の実 施及び実施状況の評価 に係る基本的事項に関 する意見

# ○広島大学大学院法務研究科教育課程連携協議会細則

平成31年2月14日  
研究科長決裁

## 広島大学大学院法務研究科教育課程連携協議会細則

(趣旨・目的)

第1条 この細則は、広島大学大学院法務研究科運営内規（平成16年4月1日研究科長決裁）第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、広島大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）の教育課程の編成及びその円滑かつ効果的な実施につき助言を行う研究科教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるとともに、研究科が法曹を取り巻く状況に対応した教育課程の構成等を不断に見直し、法曹養成教育の充実・改善を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて意見を述べる。

- (1) 授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- (3) その他研究科の教育課程及びその自己点検・評価に関する重要事項

(委員)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。委員は、教授会の議を経て、研究科長が委嘱する。

- (1) 学長又は研究科長（以下「学長等」という。）が指名する教員その他の職員
  - (2) 法曹としての実務に就いている者又はこれに関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、法曹の実務に関し豊富な経験を有する者
  - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
  - (4) 本学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該委員を委嘱する研究科長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営等)

第4条 協議会は、議長が必要と認めたときに開催するものとする。

第5条 協議会に、委員の互選により議長を置く。

2 議長は、協議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員が、議長の職務を代行する。

第6条 議長は、審議事項を事前に各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項は、協議会に諮り臨時に付議することができる。

(事務)

第7条 協議会の事務は、東千田地区支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

## 教育課程連携協議会構成員名簿

## 広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻（法科大学院）

番号	構成員区分	関係する学部等 又は研究科等	氏名	年齢	現所属及び役職名	当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴
1	教職員	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	秋野（門田） 成人		広島大学大学院（大学院人間社会科学研究科） 教授	
2	教職員	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	野田 和裕		広島大学大学院（大学院人間社会科学研究科） 教授	
3	職業地域	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	谷井 智		日本弁護士連合会法科大学院センター 副委員長  広島弁護士会 弁護士	
4	地域	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	犬飼 俊哉		広島弁護士会 弁護士	
5	地域	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	木下 美樹生		広島県総務局総務課 政策監	

6	その他	大学院人間社会科学 学研究科実務法学 専攻	宇藤 崇		神戸大学大学院法学研究科	
7	その他	大学院人間社会科学 学研究科実務法学 専攻	三輪 淳之		パナソニック株式会社 理事  本社 グローバル貿易取引 特命総括 (兼任)  ライフソリューションズ カンパニー 法務部長	
8	その他	大学院人間社会科学 学研究科実務法学 専攻	川本 賢一		中国電力株式会社 コンプライアンス推進部門 担当部長	

教育課程連携協議会構成員の役割

広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻

番号	構成員区分	関係する専攻等	氏名	年齢	現所属及び役職名	当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴	期待する知見・役割
1	教職員	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	秋野（門田） 成人		広島大学大学院(大学院人間社会科学研究科) 教授		法務研究科長として研究科全体を教育組織として統括し、教職員の協力を得ながら学生に対する教育指導を方向づけする役割を担っている。教育課程連携協議会において議論された教育課程の開発・編成・見直しを計画・実行・検証・改善することを主導する。
2	教職員	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	野田 和裕		広島大学大学院(大学院人間社会科学研究科) 教授		教育・研究担当の副研究科長として、教育課程連携協議会において議論された教育課程の開発・編成・見直しの計画を、具体的な教育方法・手法に基づいて具体化する役割を担う。
3	職業地域	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	谷井 智		日本弁護士連合会法科大学院センター 副委員長  広島弁護士会 弁護士		広島弁護士会に所属し地域における法的諸問題に日夜対処するとともに、日本弁護士連合会法科大学院センター副委員長として法科大学院制度の趣旨に基づく法曹養成プロセス教育の在り方を全国の法科大学院の現状等に照らして分析・検討している。本学が急速な社会変化のなか法科大学院制度の趣旨に照らした教育責任をいかに果たすべきかにつき的確な意見が披瀝されることが期待される。
4	地域	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	犬飼 俊哉		広島弁護士会 弁護士		広島弁護士会の常議員として、地域における紛争等の解決に弁護士会という組織の中核にあって尽力されており、地域社会において弁護士に現在求められている学識、専門的能力や素養がどのようなものであるのかを把握されている。この知見に基づき法科大学院においていかなる法曹養成の基盤となる教育が施されるべきかにつき適切な意見を提示されることが期待される。
5	地域	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	木下 美樹生		広島県総務局総務課政策監		広島県総務局総務課政策監として県行政がかかわる法律問題や法的課題の解決に向けた条例等の起草を含む政策立案の中心にあって、地域社会の変化とそこで起こるさまざまな構造変革等による利益対立や紛争等を分析されている。これに基づき、地域で活躍する法曹に今後求められる学識や専門的能力がどのようなものであるかにつき的確な意見をいただくことが期待される。
6	その他	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	宇藤 崇		神戸大学大学院法学研究科		全国法科大学院のトップ7に入る神戸大学法科大学院において研究科長を務め、現代社会において法曹が果たすべき役割を見据えた法科大学院教育の具体的な改革・改善を重ねその成果を上げていることから、教育課程の編成・改善・見直しに関して、その適切なプロセスを含めて具体的な意見をいただけるものと期待している。
7	その他	大学院人間社会科学研究科実務法学専攻	三輪 淳之		パナソニック株式会社 理事  本社 グローバル貿易取引 特命総括 (兼任)  ライフソリューションズ カンパニー 法務部長		国内外において企業展開するパナソニック株式会社では国内最大規模の法務部門を有し、インハウスロイヤーも多数雇用されているなかで、国内外で民事から刑事まで法的問題を現場で解決した経験を豊富に持ち、法務部門を統括する立場にある。このことから、グローバルな観点で国際的な法的紛争の解決を視野に含め、今後国際的に活躍する法曹に求められる学識や専門的能力がどのようなものであるのかについて、法務部における人材養成の責任も担うなかで得られたグローバル企業における人材養成のための社内教育のノウハウを活かした、法科大学院における法曹養成の教育内容や方法につき実践的な意見を披瀝されることが期待される。

8	その他	大学院人間社会科学研究科 実務法学専攻	川本 賢一		中国電力株式会社 コンプライアンス推進 部門 担当部長		中国地方において電力というライフラインを保持し活かしていく公益性のある企業において、原発問題等を含め、さまざまな法律問題を現場で対処されるとともに、今後社内における法務部門の一層の強化のために尽力されている立場にある。このことから、災害時等も含め住民の生存にかかわる社会的インフラを構築・保持する観点で、将来に向けて対立するさまざまな利益を調整する場で法曹に期待される役割を果たす人材を養成する教育の在り方につき実践的な意見を提示されることを期待している。